

## 宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

### 1. 個人住民税関係

- (1) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限（現行令和 5 年度課税まで）を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）

新旧対照表 P.15 附則第 26 条

- (2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限（現行令和 6 年度課税まで）を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）

新旧対照表 P.12 附則第 6 条

### 2. 固定資産税関係

- (1) マンション適正化推進法に基づく管理計画認定を取得したマンション等が一定の要件を満たし、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合において、当該マンション（家屋）について工事が完了した翌年度分の減額される固定資産税の割合を 1/3 とするとともに、同規定の適用を受けようとするものがすべき申告に関する規定の整備。（公布日施行）

新旧対照表 P.12 附則第 8 条の 3 第 20 項、P.13 附則第 8 条の 4 第 11 項

### 3. 軽自動車税関係

- (1) 特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）の車両区分の創設に伴う規定の整備。（令和 5 年 7 月 1 日施行）

新旧対照表 P.11 第 89 条第 1 号エ

- (2) 自動車メーカーの不正行為により生じた軽自動車税環境性能割等の納付不足額の納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行 10%）を 35%に引き上げる規定の整備。（令和 6 年 1 月 1 日施行）

新旧対照表 P.14 附則第 21 条の 2 第 4 項、P.15 附則第 21 条の 8 第 3 項

### 4. その他

- (1) 森林環境税が、令和 6 年度より個人住民税均等割に併せて年額 1,000 円を徴収することとされたことに伴う規定の整備。（令和 6 年 1 月 1 日施行）

新旧対照表 P.2 第 24 条の 2 第 2 項、P.4 第 31 条第 3 項、第 33 条、P.5 第 36 条、P.8 第 43 条第 2 項、第 43 条の 2 第 1 項、P.10 第 43 条の 6 第 2 項

- (2) その他文言修正等

新旧対照表 上記以外